

サービス種別	区分	内容	根拠	内容補足
共通	一般原則・構造	スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災通報装置は整備されていますか。また、自動火災報知設備、火災通報装置は連動されていますか。	消防法 市補助基準	
共通	一般原則・構造	日光(採光)、通風(適温保持)に配慮されていますか。		
共通	一般原則・構造	バリアフリーに配慮した施設となっていますか。		
共通	一般原則・構造	災害等非常時の避難経路(最低2方向)が確保されていますか。		
共通	一般原則・構造	収納部分は十分に確保していますか。		
共通	一般原則・構造	手摺は廊下、居間及び食堂等に、適切に設けていますか。		
共通	一般原則・構造	2階以上で事業を実施する場合は、専用のエレベーターが設置されていますか。		
共通	一般原則・構造	扉を引き戸にする等、車椅子の使用を考慮したものになっていますか。		
共通	一般原則・構造	床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質になっていますか。		
共通	一般原則・構造	窓や手すりには、指詰め防止策を施してありますか。		
共通	玄関及び廊下	段差解消の対策がなされていますか。		
共通	玄関及び廊下	玄関には徘徊予防の対策がとられていますか。		
共通	浴室	2方向以上の介助、又は、その他の方法で介助が必要な場合に対応できる構造になっていますか。		
共通	その他	介護保険法、厚生労働省令第34号及び第36号を読み事業を行うための基準を確認しましたか。	介護保険法、厚生労働省令	
共通	その他	都市計画法及び建築基準法上の手続きを確認しましたか。	都市計画法、建築基準法	
認知症高齢者グループホーム	建築構造	3階部分を設ける場合には、耐火建築物になっていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	建築構造	建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していますか。	都補助基準	

サービス種別	区分	内容	根拠	内容補足
認知症高齢者グループホーム	建築構造	他の施設等と併設の場合には、独立した出入口が設けられていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	建築構造	各居室に面したバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	建築構造	法に規定する消防用設備が設けられていますか。また、避難経路は確保されていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	建築構造	2階を設ける場合には、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物になっていますか。	都補助基準	2階部分が300㎡未満の場合を除く
認知症高齢者グループホーム	居室	定員は1人としていますか。	(条)第113条3	処遇上必要と認められる場合は、2人可
認知症高齢者グループホーム	居室	地階に設置されていませんか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	居室	1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、内法7.43㎡以上(4.5畳以上)確保されていますか。	都補助基準(条)第113条4	市内平均11.48㎡
認知症高齢者グループホーム	居間食堂	利用者及び介護従事者が一堂に会するのに十分な広さを有していますか。	都補助基準	概ね3㎡×(利用者+職員数)
認知症高齢者グループホーム	居間食堂	食堂としての十分な機能を有していますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	居間食堂	居間等共同生活室の入口付近に洗面設備を設けていますか。		
認知症高齢者グループホーム	台所	入居者と職員が共同で調理等を行うことができる十分な広さを有していますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	浴室洗面所	1～2人用の個別浴槽となっていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	浴室洗面所	入浴介助を必要とする者の使用に適していますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	便所	複数箇所に分散して設けられていますか。	都補助基準	1ユニット内に、分散して3か所以上。※職員用を除く
認知症高齢者グループホーム	その他	職員室、その他必要な設備を設けていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	その他	設備は職員室を除き、ユニット毎の専用設備となっていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	その他	利用者が重度化した場合に備えて、エレベーターの設置や、車椅子対応のトイレ等を設置していますか。	都補助基準	

サービス種別	区分	内容	根拠	内容補足
認知症高齢者グループホーム	その他	職員の更衣室、休憩室等を設置していますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	その他	近隣を考慮した外観、『住まい』としてふさわしい内装や照明等の設置になっていますか。	都補助基準	
認知症高齢者グループホーム	その他	家族や地域の人との交流が可能な空間を設けていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	居間食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。	(条)第86条2(1)、第195条2(1)	概ね3㎡×通い定員数
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	居間食堂	居間等共同生活室の入口付近に洗面設備を設けていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	居間食堂	出入口廻りは車椅子、歩行器等の使用に配慮されていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	居間食堂	明るく和やかな家庭的な雰囲気を出し出すよう配慮されていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	宿泊室の定員は1人としていますか。	(条)第86条2(2)ア、第195条2(2)ア	処遇上必要と認められる場合は、2人可
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	宿泊室は収納部分を除き内法で7.43㎡以上確保できていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	室内幅は2m以上確保できていますか。		ベッドの方向を変えることを可能とするため
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	3階以上の居室に、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する非難・搬送及び消防活動に必要なバルコニーを設けていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。	(条)第86条2(2)イ、第195条2(2)イ	事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができる。(看護小規模多機能型居宅介護のみ)
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊室	個室以外の宿泊室は、合計面積が一人あたり概ね7.43㎡以上でプライバシーが確保された構造になっていますか。	(条)第86条2(2)ウ、第195条2(2)ウ	
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	静養室	複数の利用者が同時に利用できますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	静養室	居間及び食堂から見渡せる構造になっていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	静養室	出入口に段差はありませんか。		

サービス種別	区分	内容	根拠	内容補足
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	静養室	窓やドアには、徘徊予防・転落予防の対策をとっていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	相談室	プライバシーに配慮された構造になっていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	浴室	廊下と脱衣室、脱衣室と浴室の出入口に段差はありませんか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	浴室	脱衣室・浴室に「緊急通報装置」等が設置されていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	浴室	洗い場・浴槽に適切な手摺等を設置していますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	トイレ	複数設置及び鍵付き扉の設置などのプライバシーへの配慮がされていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	トイレ	宿泊の定員(宿泊室がある階ごと)3人に対して1以上確保できていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	トイレ	通いのみを実施する階の場合は、2以上確保できていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	トイレ	車椅子に対応できるトイレを1以上確保できていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	汚物処理室	汚物処理室は24時間稼働できる換気扇、他の設備と区別された一定の区画に設置されていますか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	汚物処理室	汚物処理室と調理室の動線は重複していませんか。		
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	その他	家族や地域の人との交流が可能な空間を設けていますか。		
認知症高齢者通所介護	食堂 機能訓練室	それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。	(条)第63条2 (1)ア・イ	食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所で可
認知症高齢者通所介護	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていますか。	(条)第63条2 (2)	
認知症高齢者通所介護	居間 食堂	居間等共同生活室の入口付近に洗面設備を設けていますか。		

※「根拠」欄が空欄の場合は、法令等を根拠とした強制力を持つものではなく、八王子市が推奨するものです。

※この表に明記されているもの以外にも、個々の建物の状況等により要請する項目が生じる場合があります。

※この表は要旨の抜粋なので、実際の根拠規定と併せてご使用ください。

※地域密着型特別養護老人ホームの整備基準につきましては、本施設整備基準と合わせて、「八王子市地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準」または「八王子市地域密着型特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準」をご確認ください。